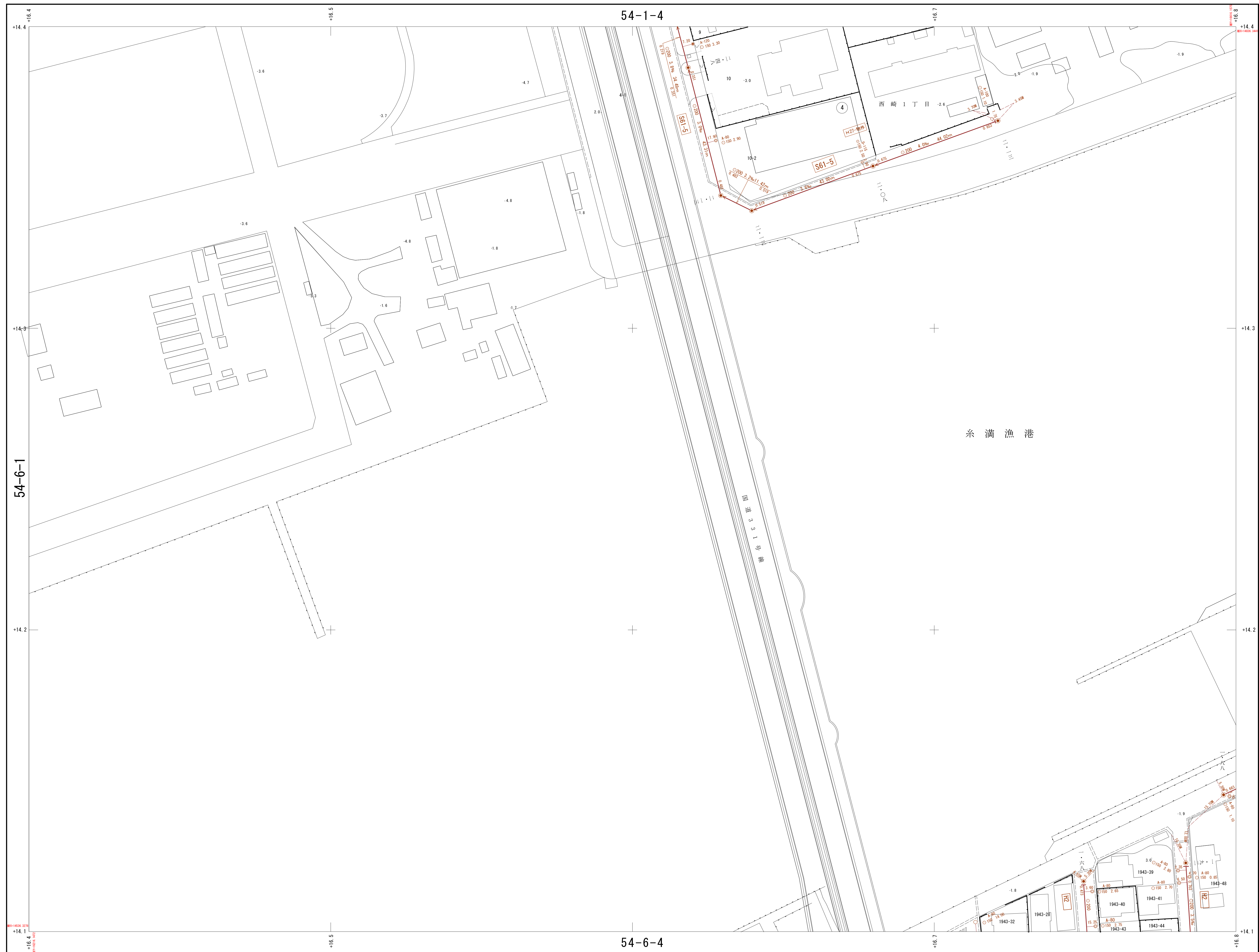


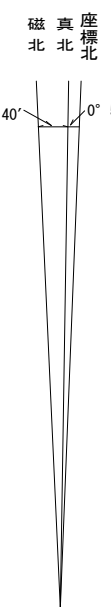
XV-JE 54-6-2

糸満市公共下水道台帳施設平面図（汚水）



概 見 図
JE 54-6-2

1	2
3	4



記 号

[illegible]

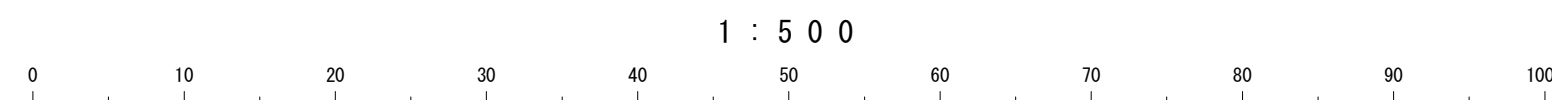
	記号	内 容
管	←	幹 線 管 渠
	→	枝 線 管 渠
渠	○	流 下 始 点
	—	取 付 管
	●	○ 号マンホール
人	●	1号マンホール
	○	2号マンホール
	①	3号マンホール
	④	4号マンホール
	□	特1号マンホール
	■	特殊500mmマンホール
孔	■	特殊マンホール
	⊗	小口径マンホール
	○	A-80 口径80mm 内径50mm
	○	A-100 口径100mm 内径50mm
	●	A-120 口径120mm 内径50mm
汚	●	A-140 口径140mm 内径50mm
	○	B-120 口径120mm 内径70mm
	○	B-140 口径140mm 内径70mm
水	○	B-160 口径160mm 内径70mm
	○	B-180 口径180mm 内径70mm
	○	C-160 口径160mm 内径70mm
樹	○	C-180 口径180mm 内径70mm
	○	C-200 口径200mm 内径70mm
	○	C-220 口径220mm 内径70mm
	●	C-240 口径240mm 内径70mm
	○	D 口径80mm 内径50mm

JE 54-6-2

昭和六年三月調製
平成二年十二月調製

昭和 年測量

1. 撮 影 年 月
2. 現地調査 年 月
3. 測 図 年 月 プラニカートE3(一級及二級図化機A)(家屋は軒先表示とする但し道路構造物表示により一部転位表示)
4. 町丁界については法務局備えつけの地図を参考にして記入したものである。



座標系は昭和 年建設省告示第 号の規定
による第Ⅳ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.1キロメートル間隔
高さの基準は那覇港の平均海面
等高線間隔は1メートル

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。（承認番号）昭 沖公、第 号

糸満市建設部都市計画課
(株)与那嶺測量設計

XV-JE 54-6-4

糸満市公共下水道台帳施設平面図（污水）

概 見 図
JE 54-6-4

1	2
3	4

三

[illegible]

	記号	内 容
管	←←	幹 線 管 渠
	←	枝 線 管 渠
渠	—○—	流 下 始 点
	—	取 付 管
	●	0 号マンホール
人	○	2 号マンホール
	①	3 号マンホール
	④	4 号マンホール
	□	特 1 号マンホール
孔	■	特殊500mmマンホール
	■	特殊マンホール
	○⇄	副 管 付
	⊗	小口径マンホール
	●	A-80 内径80cm
汚	●	A-100 内径100cm
	●	A-120 内径120cm
	●	A-140 内径140cm
	●	B-120 内径120cm
	●	B-140 内径140cm
水	●	B-160 内径160cm
	●	B-180 内径180cm
	●	C-160 内径160cm
樹	●	C-180 内径180cm
	●	C-200 内径200cm
	●	C-220 内径220cm
	●	C-240 内径240cm
	●	D 内径15cm

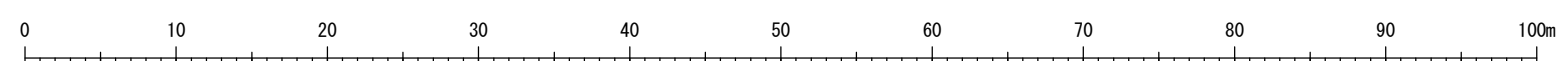
JE 54-6-4

平成三年三月調製
平成二年十二月調製
令和四年三月調製

昭和 年測量

1. 撮 影 年 月
2. 現地調査 年 月
3. 測 図 年 月
4. 町丁界については法務局備えつけの地図を参考にして記入したものである。

1 : 5 0 0



座標系は昭和 年建設省告示第
による第XV座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロ
方眼は0.1キロメートル間隔
高さの基準は那覇港の平均海面
等高線間隔は1メートル

号の規定

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。（承認番号）昭 沖公 第 号

計画機関 糸満市建設部都市計画課
作業機関 (株)与那嶺測量設計